

平成27年度第2回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会

日時：平成28年2月24日（水）午後8時00分

場所：市役所庁舎10階 第5会議室B

□会議次第

1. 開 会

2. 会 議

- (1) 平成27年度第1回障害者支援部会の会議録確認
- (2) (仮称)帯広市手話言語条例(素案)に対するパブリックコメント結果について
- (3) 第二期帯広市障害者計画の評価について
- (4) その他

3. 閉 会

□配布資料

資料1 平成27年度第1回議事録

資料2 (仮称)帯広市手話言語条例(素案)に対するパブリックコメント結果について

資料3 第二期帯広市障害者計画の評価について

□出席委員 健康生活支援審議会障害者支援部会 (10名中9名出席)

細川吉博委員(部会長)・畑中三岐子委員(副部会長)・鈴木捷三委員・田中利和委員・松岡正行委員・島田朋奈専門委員・眞田清専門委員・白木喜子専門委員・坂村堅二専門委員

□事務局

稲葉利行障害福祉課長・鳥本貴敬障害福祉課長補佐・須永幸乃子育て支援課長補佐

【開会】

事務局

みなさん、お晩でございます。お揃いになりましたので、ただ今から平成27年度第2回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会を始めたいと思います。本日は丸山委員から欠席のご連絡が入っております。障害者支援部会委員10名中9名ご出席を頂いております。本日の会議は成立してございますことをご報告申し上げます。まず、本日の資料の確認をお願いいたします。資料1といたしまして、平成27年度第1回障害者支援部会会議録、それから資料2といたしまして仮称帯広市手話言語条例素案のパブコメの結果がございます。これ、事前に送付させて頂いております。それから、本日お手元に資料3といたしまして、第二期帯広市障害者計画の評価表をお手元に配布させて頂いております。不足している物はございませんでしょうか。それでは議事の進行を細川部会長様にお願いしたいと思います。

部会長

それでは会議に入らせて頂きます。議題の1といたしまして、会議録の確認、第1回の会議録の確認でございます。前回の会議で平成27年度第1回の会議録をご確認頂きたいと思います。この会議録は、この場で確認頂いた後、公開される予定となっております。会議録につきまして訂正箇所、ご質問ご意見などございますでしょうか。それでは本件につきましては以上とさせて頂きます。

部会長

次に、議題の2でございますが、仮称でございますが、帯広市手話言語条例（素案）に対しましてパブリックコメントの結果につきまして、事務局の方からご説明願います。

事務局

それでは仮称帯広市手話言語条例素案に対するパブリックコメントの結果につきまして、資料の2に基づきましてご説明申し上げます。本件につきましては前回11月の障害者支援部会に報告させて頂きましたのちに、12月25日から年を明けまして1月25日までの32日間、パブリックコメントを実施してきたところでございます。その結果、市民の皆様からのご意見の提出はございませんでした。このため、条例素案の修正は行わず、最終案といたしまして条例案を作成することといたしました。この旨、2月8日開催の厚生委員会に報告したところであり、今後におきましては3月議会に条例案を提案し、4月の施行を目指してまいりたいと考えております。説明につきましては、以上です。

部会長

ただ今の仮称ですが帯広市手話言語条例素案に対しまして、パブリックコメント結果につきましてご説明頂きましたが皆様方から何か質問等はございますでしょうか？意見がなかったということでもよろしいでしょうか。それでは本件につきましては以上でございます。

次に議題の3、第二期帯広市障害者計画の評価につきまして事務局よりご説明お願いいたします。

事務局

はい、それでは第二期帯広市障害者計画の施策、進捗状況につきまして、中身は平成26年度の実績になりますけれども、ご報告させていただきます。失礼ながら、ちょっと、長くなりますので座ったままで説明させていただきますと思います。それでは、資料の3をご覧ください。この第二期帯広市障害者計画は、障害者基本法第十一条の規定に基づき、障害のある人に関する施策を総合的に推進するための基本的計画として、平成22年度から31年度までの10年間を計画期間として策定されてございます。また、帯広市の第六期総合計画の分野計画として位置づけられています。始めに、この資料の見かたについて説明をさせていただきます。まず1ページの施策進捗状況総括表をご覧ください。計画の目標は、障害のある人が地域において自立に向けた支援やサービスを受けることができ、地域社会の一員として生き生きと暮らせる環境づくりを進めます、ということになっております。この実現に向けた基本的視点といたしまして、1番の障害者理解の促進、2番の生活支援の充実、3番の自立した地域社会への支援の充実、この三点を設けてございます。さらに、施策の展開方向といたしまして、1番の理解と交流の促進、2番の暮らしやすい街作りの推進、3番の生活支援の充実、4番の相談支援と情報提供、5番の療育・教育の充実、6番の生活環境の整備、7番の社会参加と地域生活支援の充実、最後に8番の就労支援と日中活動の充実、この8つの施策の展開方向を設けております。そして、各施策の展開の方向に対しまして、それぞれ3つから4つの施策を貼りつけ、合計27の施策を設けてございます。今回、その施策ごとに平成26年度の実績、進捗状況を確認し、評価した結果を総合評価として記載してございます。また下段の表につきましては、今回の評価結果と前回の評価結果を比較した表となっております。評価につきましては、「順調に進んでいる」をA、「ある程度進んでいる」をB、「あまり進んでいない」をC、「進んでいない」をDとして評価してございます。次に2ページの個別施策各課対応表をご覧ください。27ある施策ごとに2つから6つの個別施策があり、関係する担当課において評価しております。これらの各関係担当課の評価と第六期帯広市総合計画や地域福祉計画など、関係する計画の施策の総合評価を勘案しまして、その施策の総合評価としてございます。各個別施策の評価と総合評価について、昨年度の評価も記載してございます。次に7ページ以降の施策評価表をご覧ください。先ほど申し上げましたとおり、各施策には個別施策がございしますが、1の施策の取り組み内容の欄にそれぞれの個別施策の主な事業とこれまでの取り組みについて具体的に記載してございます。そして、2の施策の評価、この欄で具体的な施策の評価について記述し、AからDまでの評価をしてございます。また、現状の課題や今後の施策の進め方などにつきまして、3の課題と今後の取り組みの方向、この欄に記載してございます。

この施策評価表が27の施策分ありまして、7ページから33ページまで並んでございます。各施策の評価等につきましては時間の都合もありますので、後程ごゆっくりご覧頂ければと思います。それでは、今年度の評価についてご説明したいと思います。1ページの進捗状況総括表をおあげください。下段の評価結果についてであります。全体的には27施策のうち、Aが16、Bが11、CとDにつきましてはございませんでした。前年度と比べますと、CからBに評価が変わった施策が1つございます。その他は前年度と同じ評価と結果となっております。具体的に評価が変わった施策についてご説明させて頂きたいと思います。5ページをご覧ください。評価が上がった施策は、施策の展開方向6、生活環境の整備の促進のうち、施策の3、防災、防犯体制の整備でございます。社会福祉施設等事業所と福祉避難所の使用に関する協定を締結し、福祉避難所設置及び、運営にかかるガイドラインを策定するなど、個別施策の評価がBからAに上がったこと、第六期帯広市総合計画の施策である、地域防災の推進の評価がB評価であることを勘案いたしまして、昨年C評価から、今年度B評価としてございます。評価については以上ですが、今後の取り組みについてそれぞれ簡単にご説明したいと思います。各施策の課題と今後の取り組みにつきましては、それぞれの施策評価表の下段に記載しておりますが、施策の展開方法ごとに大きく整理いたしますと、7ページから9ページにあります、1の理解と交流の促進につきましては、ノーマライゼーションについて、特に今年4月の障害者差別解消法の施行に伴い、障害者理解のための出前講座を積極的に働きかけていくとともに、障害者週間記念事業や市民活動プラザ6中での事業を引き続き実施していくことにより、障害者理解や相互交流をさらに進めていく考えであります。10ページから13ページにあります、2番の暮らしやすい町づくりの推進につきましては、障害者差別解消法の施行に伴い、差別の解消・合理的配慮の提供について周知・啓発を進めていくとともに、成年後見支援センターや虐待防止センターによる権利擁護への取り組みを引き続き実施していくほか、健康生活支援審議会や地域自立支援協議会を通じ、当事者意見の聴取・反映に努めていく考えでございます。なお、前回11月の部会で説明させて頂きました、帯広市の職員対応要領につきましては、差別解消法の施行に合わせまして、この4月から運用を始めることとしてございます。次に、14ページから16ページの、3番の生活支援の充実でございます。安定的な生活を継続するため、個別のニーズに合わせた、必要なサービスが受けられるよう引き続き取り組んでいくとともに、サービスを提供する事業所の支援員の資質向上に取り組んで参りたいと考えております。17ページから20ページの、4番の相談支援と情報提供の充実につきましては、基幹相談支援センターなどを中心とした相談支援体制を充実させるとともに、平成28年度からは、先程ご報告いたしました手話言語条例、これを施行する予定であります。これに伴いまして、手話などのコミュニケーション手段による情報提供の充実を、さらにより一層図る取り組みを進めていく考えでございます。次に、21ページから23ページにあります、5番の療育・教育の充実につきましては、一人ひとりの子供のニーズに対応するとともに、生活支援ファイル「つなぐっと」の活用を図りながら、ライフステージによる切れ目のない支援ができるよう、関係機関等と連携した取り組みを引き続き行っていく考えであります。次に、24ページから26ページにあります、6番の生活環境の整備・促進につきましては、ユニバーサル・デザインの推進による住環境の充実を図るとともに、災害時の支援についての具体

的な方策などについて、関係機関等と協議し、更なる取り組みを進めていく考えであります。次に、27ページから29ページの、7番の社会参加と地域生活支援の充実についてであります。障害のある人のニーズを把握しながら、地域の状況に応じた柔軟な形態により実施することができる、地域生活支援事業を中心に取り組みを進めていく考えであります。30ページから33ページにあります、8番の就労支援と日中活動の充実につきましては、様々な日中活動の場を引き続き提供していくほか、就労支援のための職場体験実習や、優先調達法への取り組みを引き続き行っていくとともに、一般企業の障害者雇用に対する理解促進を図っていく考えでございます。説明については以上であります。

部会長

第二期帯広市障害者計画の評価につきましてご説明を頂きましたが、ちょっと量が多いんですけど、何かご質問等ございますでしょうか。ご意見等ありましたらお願いいたします。

委員

すみませんよろしいですか、27ページの社会参加の促進の後に。(3)か。手話通訳者の登録状況っていうのが、平成26年度、16人っていうことで要約筆記通訳者も、登録者13人。これは、手話を必要としている方にとっては、足りている状況であるのか、それとも、ぜんぜん足りなくて、これから手話言語条例、この制定にあたって、どんどんこう増やしていくという、施策的なものを考えてらっしゃるのだろうかという展望を聞かせて頂ければと思うんですけども。

事務局

まず、手話通訳者、要約筆記通訳者、足りてるのかという部分でございますが、今現在のこの16人でなんとか対応出来てございます。特にろう者の方が、高齢化に伴って通院される機会が増えてるんですけども、今その部分の派遣件数がここ数年伸びているところでございます。なんとかこの16人で回転してるんですけども、万が一足りなくなりましたら、北海道の広域利用もございまして、そこに応援を頼みながら対応出来る体制になってございまして、取りあえずこの16人で足りている現状にはあります。ただ、今度手話言語条例を制定しまして、この条例の目的としましては、ろう者とろう者以外の方が手話というコミュニケーション、手話は1つの言語なんですけども、これを介しまして聴覚に障害がある方もない方も共に共生できる地域社会作りを目指すものでありますのでやはりその手話通訳者の育成確保というのは欠かせない施策の一つに成るんですね。これにつきまして新年度、たとえばその手話通訳者、要約筆記通訳者もそうなんですけども、今までボランティア要素が高くてほんのお礼程度の千円という1時間当たりの派遣手当てをしてたのですが、全道的なレベルから言ってもちょっと低い単価にあったものですからこれを千五百円に上げる要求を今させて頂いています。これから3月議会で審議されますけども、その単価を上げることによってちょっと励みとして頂いて手話通訳を目指して頂ける方を一人でも多く確保していきたいと思っておりますし難易度の高い通訳もございまして、例えば、警察

とか司法とか、あるいは労使交渉、それから住宅や雇用の関係の契約ですね。こういった手話通訳をする場合は、事前の予習も必要ですし、より正確で早い通訳が必要になりますので、その準備、事前準備のために、1回当たり千五百円という、新しい単価の設定になりますけれども、手話通訳につきましては、こちらの単価も新設しまして、手話通訳者の育成確保を目指していきたいと思っております。

部会長

よろしいですか。他にございますでしょうか。量も多いので、ちょっとあれかもしれないのですけれども。どうぞ。

委員

31ページの就労支援と日中活動の充実で、3番の課題と今後の取り組み方向というところで、一般就労には繋がらない障害のある人が用途や能力に応じて福祉的就労ができる環境を整備していくことが重要である一方、近年、福祉的就労支援事業所が増加するとともにっていうふうに記載されてるのですが、働く場所が増えるっていうのは良いことだと思うのですが、ただその分、民間の企業が参入してきてるといふか、あまり障害がある方を雇うスキルが無いようなところも参入してきて、それに伴って、そこに働きには行ったとしても、すぐに辞めてしまって、また違うところに移ってということで、なかなか続いて継続的にやっていけない方が結構いるっていうのが、最近多いなと感じるところではあるのですが、事業所に対する質を上げるような取り組みですとか、そういうことっていうのはすでに何か取り組まれる予定はあるんでしょうか。

事務局

確かに事業所数が増えてきてまして、就労継続支援A型、B型事業所ありますけれども、急激に増えたぶん支援の資質がばらつきがあると思うのですよね。ですので、ジョブコーチの資格を持った方に、委託する考えであるのですけれども、その支援員の資質を向上させる研修を自立支援協議会の部会を活用しまして、28年度の取り組みを強化していきたいと考えております。

部会長

他にございますでしょうか？

委員

23ページの、22もなんですけれども、先日豊成小学校に訪問に行きまして、支援学級があそこにあるんです。豊成小学校に。それで今、1年生から6年生まで8名なんです。8名で先生が一人なんです。「大変苦勞しています」と言っていました。1年生から6年生までを一人の先生が見るといふのはどうなのかな。それともう一点。あと五中に特別支援学級がありまして、今中学3年生が2名居まして今年度で卒業だよと。なんだけれどもあそこエレベーターがないんで

すよ。3階に音楽室だとかそういうのがあって上に上がれない。そういうことを言われました。校長先生は「何とかしてください！」とは言わなかったけども「これどうなんですかね」っていう話はしてきたんですけれども、その辺どうお考えでしょうか？

事務局

教育サイドの答弁になりますね。私の方でうまく難しいですけれども、8人に対して一人の先生って言うことなんですけれども、たぶん教職員の配置基準には見合ってるんですね。

事務局

はい。そうです。

委員

8人で一人の先生なんです。それでそこはいいんですけれども、最近生徒さんが重度化になって看護師さんが付いているんです。看護師さんとヘルパーさんが付いてはいましたけど、その中でそして8名全員が重度じゃないんで自分である程度一般教室にいつ一緒に勉強する、そういう方が8名の中で2人いたの。いたのがね。8名ですから6名ですけれども全部が全部一般学級に行っているわけではないんで、授業がね。なのでもう少し充実した先生の配置をして頂けると子供たちも生活しやすいのではないのかと。

事務局

先生大変ご苦労なさってると思うんですけれども、8人で1人という基準のところにもう一人つけるとなると、補助とかおりなくなると財源的にも厳しい面があるのではないかと思うんですよ。現状の中で、ご対応頂くしかないのかなと思うんですよ。あと五中の方のエレベーターが無くて、三階に音楽の時間なのに音楽室に実際行けていないのですか。

委員

行けていない。

事務局

行けていないのですか。

委員

男の先生がいっぱいいるっていうか皆で、ちょっと重い子なんだって。中学3年生は重いですよ。なのでいけないんで、と言ってましたね。でも、来年度からは生徒さんがいない。南町中学校から今年一人入るのかな、ですね。豊成から一人南町中学校に一人行くんじゃないかと思うんですよ。

事務局

教育委員会に階段昇降機とかがあって、あれであがられている方もいるって聞いているのですが、ないんですね。

委員

階段の昇降機はあるんです。時間がかかるのです。それと、車椅子がなんか大きくって載らない。何か乗るって言ってます。

事務局

なかなかあちこち苦労されてますね。

委員

エレベーターをつけるとなると一千万掛かりますからね。

事務局

そこが障害者差別解消法ですね、過重な負担でない限り、合理的な配慮をしなければいけないとなっていて、一千万かけてエレベーターをつけられれば良いのですけれども、どうしても難しい所がありますよね。

委員

校長先生が言ってきたけれども、それがずっと何人もね、五人も六人も増えてくると、そういうのが付けやすいのではないですかと、途切れちゃうとそれで終わりですから。その辺が難しい所なんですけれどもね。

事務局

ずっと途切れないで、障害を持たれたお子さんが、ずっと居るっていうのが、それがいい状態かというのもあるでしょうね。ちょっとなかなか難しいですね。

委員

だいたい中学になると、養護学校。小学校の時はいいのですけれどもね。中学校に入ると養護学校に行く生徒さんが多いですよね。なんで中学校はちょっとやっぱり少ないというのがね。なのです。すみません。

部会長

他に何かご意見ご質問等ございますでしょうか？よろしいでしょうか。はい。それでは本件につきましては以上で終わらせて頂きます。

その他、議題の4としまして、その他事務局より何かありましたら、お願いいたします。

事務局

特にないのですが、今年度はこの第二回目で、支援部会終わります。次はおそらくまた十一月になろうかと思っておりますので、また時期が来ましたらご案内させて頂きたいと思っております。よろしくお願ひ致します。

部会長

では、よろしいでしょうか。他に何かございますか、よろしいでしょうか。

他になければ以上をもちまして本日の障害者支援部会を閉会させて頂きます。長時間にわたりまして大変長くお疲れ様でございました。どうもありがとうございます。